

措置状況報告書

監査の名称：平成 29 年度 定期監査

部 局 名：農林水産部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>【生産振興課】 (1) 農業集落排水使用料の徴収事務について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 調定の変更をしていないもの <p>大分市財務規則の規定では、収入命令者は、調定した後において過誤その他の理由により当該調定の変更又は取消しの必要があるときは、直ちに収入調定書により変更等の手続をしなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、排水処理施設届出事項変更届に基づき、既に調定された使用料を減額したにもかかわらず、収入調定書により変更の手続をしていないものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 調定後の過誤その他の理由による当該調定の変更については、大分市財務規則に則り適正な事務処理をする様努めます。	

措置状況報告書

監査の名称：平成 29 年度 定期監査

部 局 名：農業委員会事務局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>(1) 各種証明手数料の徴収事務について</p> <p>ア 手数料の徴収方法が適正でないもの 大分市手数料条例の規定では、手数料は申請のときに徴収することとされている。 しかしながら、実地調査を要する証明手数料について、申請のときに徴収せず証明書交付の際に徴収していた。 今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ 手数料の額の算定が適正でないもの 大分市手数料条例の規定では、実地調査を要する土地に係る証明手数料について、2 筆以上ある場合は筆数に応じて増額することとされている。 しかしながら、実地調査を要した土地が 2 筆以上ある場合においても、1 筆分の手数料のみ徴収していた。 今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>ア ご指摘のとおり大分市手数料条例の規定に基づき、手数料は申請時に徴収することといたしました。 今後は、条例に従い適正な事務処理に努めます。</p> <p>イ 徴収不足は平成 29 年 5 月 11 日付で納付してもらいました。 今後は、このようなことのないよう十分に注意し、適正な事務処理に努めます。</p>	